



申  
11  
号

## 両国駅、錦糸町駅、新小岩駅、市川駅、本八幡駅、船橋駅の 「窓口営業時間変更に伴う体制変更」に関する申し入れを提出！

地本は両国駅、錦糸町駅、新小岩駅、市川駅、本八幡駅、船橋駅の「窓口営業時間変更に伴う体制変更」の提案を支社より受けました。

本施策は窓口営業時間の変更により、泊りや長日勤で行っていた業務を日勤化することで、育児・介護を担う社員等の働きがいが向上することが期待されます。しかし、窓口営業時間が短縮することで、乗車券類購入の機会が減ることとなります。特に錦糸町駅や船橋駅はあずさ号が停車しますが、施策実施後は運転時刻に窓口が営業していないため、特急券が購入できずお客さまよりご意見をいただくことや、お客さま対応を行う改札の業務量が増加することが危惧され、職場から不安の声が上がっています。

地本は、職場でお客さまサービスを絶えず提供し、奮闘している社員の負託に応え、安全・健康・ゆとり・働きがいのある職場を創り上げるために下記のとおり申し入れを行いました。

### 【申し入れ内容】

1. 本施策を実施する目的と根拠を明らかにすると共に、施策実施後の各駅の窓口の数は現行と同様とすること。
2. 窓口営業時間外のお客さま対応をどのように行うのか明らかにすると共に、本施策に伴うお客さまからのご意見に関しては、会社が責任をもって対応すること。また、地元自治体へ真摯に説明を行いお客さまからの理解を得ること。
3. 船橋駅の券売機コーナーの自動券売機1台を、指定席券売機に置き換えること。
4. 施策実施後の作業ダイヤは、現場社員の声を聞いて作成すること。
5. 施策実施により異動が発生する場合は、社員の特情や生活設計に特段の配慮をすること。
6. 施策実施後も労使で検証し、業務に問題や変更点が生じた場合は労使で協議すること。

地本は働きがいのある営業職場を創るために、団体交渉に臨んでいきます！